

文教委員会資料②

1 所管事務の調査（報告）

- (3) 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に伴うパブリックコメント手続の実施結果について

資 料 「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正に伴うパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料 「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について

こども未来局

(令和2年5月21日)

「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正に伴うパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」の一部改正に伴う「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正に向けて、パブリックコメント手続を実施しました。

市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について
意見の募集期間	令和 2 年 3 月 1 9 日（木）～令和 2 年 4 月 1 7 日（金）
意見の提出方法	電子メール、F A X、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（令和 2 年 3 月 2 1 日号）掲載 ・ 川崎市ホームページ掲載 ・ こども未来局青少年支援室、かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、こども文化センター、わくわくプラザ等にて資料閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市ホームページ掲載 ・ こども未来局青少年支援室、かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、こども文化センター、わくわくプラザ等にて資料閲覧

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1 通（ 1 件 ）
電子メール	1 通（ 1 件 ）

4 意見の内容及び対応

パブリックコメント手続を実施した結果、川崎市放課後児童健全育成事業の充実につながる御意見をいただきましたので、当初案のとおり条例改正の手続きを進めてまいります。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が条例（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：条例（案）や施策に対する要望の意見であり、条例（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E：その他

項目	A	B	C	D	E	計
基準条例に関すること	0	1	0	0	0	1
合計	0	1	0	0	0	1

5 具体的な意見の内容と市の考え方

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	別の自治体で放課後児童支援員認定資格を取得した経験者が川崎で就労できるようになることで、放課後児童健全育成事業の充実につながると思う。	中核市の長が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講した者が、本市の放課後児童健全育成事業所において、放課後児童支援員として就労できるようにすることで、もって本市の放課後児童健全育成事業所において放課後児童支援員の確保につながるものと考えています。	B

「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について

1 条例改正の趣旨

- (1) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）において、放課後児童健全育成事業を行う者は、事業の支援単位ごとに放課後児童支援員を 2 人以上置くこととされ、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者などであって、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）を修了したものでなければならないとされており、本市においても、条例で同様に定めています。
- (2) 令和 2 年 3 月 4 日公布の設備運営基準の改正により、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体についての規定が一部改正され、同年 4 月 1 日に施行されることになったため、この改正を踏まえ、本市で定める条例についても所要の改正を行うものです。

2 条例改正の考え方

(1) 設備運営基準の改正内容

放課後児童支援員が修了しなければならない放課後児童支援員認定資格研修の実講機会の拡大を図るため、これまで都道府県知事又は政令指定都市の長が行うこととしていた放課後児童支援員認定資格研修について、中核市の長も実施できるようにするものです。

(2) 本市における条例改正の考え方

設備運営基準は、「参酌すべき基準」であることから、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、異なる内容を定めることができるとされていますが、本市においても、中核市の長が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講した者が、本市の放課後児童健全育成事業所において、放課後児童支援員として就労できるようにすることで、もって本市の放課後児童健全育成事業所において放課後児童支援員の確保につながることから、設備運営基準と同内容で条例を改正するものです。

3 改正に向けたスケジュール

- ・ 令和 2 年 3 月 13 日（金） パブリックコメント手続の実施報告
- ・ 令和 2 年 3 月 19 日（木）～4 月 17 日（金） パブリックコメント手続の実施
- ・ 令和 2 年 5 月 パブリックコメント手続の結果公表
- ・ 令和 2 年 6 月 市議会定例会に議案を提出（予定）